

## 更新申請に於ける注意点

有機使用可能資材は、ご存知の通り原材料及び製造工程等が、その条件に当てはまっていなければなりません。しかし、昨今は原材料の調達困難等の影響を受け、各所に於いて供給維持が課題となっている現状です。

この様な状況からも、知らないうちに原材料等の仕様が変更されているようなことも考えられる為、有機使用可能資材とする以上は、登録後も定期的に原材料及び製造工程等の変更が無いことを確認し続ける必要があります。

### (1) 変更がないかの確認

更新申請にあたって、原料及び製造工程に変更ないか、申請書類および添付書類の記載内容が実際と一致しているか、必ず確認して下さい。ご担当者が、実際の製造を確認せず、初回登録時の書類をそのまま提出してくる事例が見られます。このため、実態と異なっていたり、変更されているのに変更前の内容での申請になってしまっています。この様な申請をされますと、審査の途中で審査をやり直すこととなり、2倍、3倍の時間と労力を費やしてしまいます。

今後こうした申請があった場合には、判明した段階でいったん審査を終了し、正しい申請書類を提出し直していただき再申請として審査をやり直しさせていただきます。つまり、倍額の料金がかかってしまうことがありますので、予めご了承下さい。

つきましては、更新申請にあたり、必ず的確に確認を行って下さい。特に外部から調達する原材料に関しては、入手先への確認を確実に行って下さい。確認方法は書面を入手することで行うことが基本になります。

### (2) 書類の更新

製品の仕様、製造工程、原料の仕様及び製造工程に係る書類は、必ず更新して下さい（前回審査時の書類をそのまま提出することはお避け下さい）。内容の変更がなければ、変更の無いことを確認した日付の更新が必要になります。必ず新しい日付のものを提出して下さい。ただし、成分分析試験成績書などについては、前回と同じものであっても（原材料および製造工程に変更がないことなどから）有効であると判断される場合はこの限りではありません。

(3) 前回審査で質問されたことなどへのあらかじめの提示

前回の審査で質問及び追加資料を求められた際は、それを参考に事前の書類準備をお願いします。

また、更新審査であっても前回と変更の無いことを確認する目的で同様の質問を行うことがありますのでご了承下さい。

以上

2020年12月

一般社団法人有機JAS資材評価協議会